

令和 5 年度

由布市教育委員会の事務の管理
及び執行状況に関する点検・評価
(令和 4 年度執行) 報告書

令和 5 年 9 月

由布市教育委員会

報 告 書

教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、平成21年度（平成20年度分の事業を対象）から、事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、結果に関する報告書を作成し公表しています。

これは、教育委員会が自らの事務を点検、評価することによって、効果的な教育行政を推進し、さらに住民への説明責任を果たすことを目的としています。

本報告書では、今後の効果的な教育行政の推進に資するために、評価委員のご意見などをいただきながら、令和4年度の教育委員会の活動状況や教育委員会が実施した施策全般について、点検・評価を行った結果を報告いたします。

令和5年9月

由布市教育委員会

職 名	氏 名	期 間
教 育 長	加 藤 淳 一	令和3年11月19日 ~ 令和4年9月30日
	橋 本 洋 一	令和4年10月1日 ~ 令和6年11月18日
教育長職務代理者	佐 藤 式 男	令和3年11月19日 ~ 令和4年11月18日
	八 川 徹	令和4年11月19日 ~ 令和5年5月25日
	下 村 未 央	令和5年5月26日 ~ 令和5年11月18日
教 育 委 員	八 川 徹	令和元年11月19日 ~ 令和5年11月18日
	下 村 未 央	令和2年11月19日 ~ 令和6年11月18日
	橋 本 洋 一	令和3年11月19日 ~ 令和4年9月30日
	高 橋 知 佳	令和4年10月1日 ~ 令和7年11月18日
	佐 藤 式 男	令和4年11月19日 ~ 令和8年11月18日

【参 考】

- ・教育長・・・ 人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、市長が議会の同意を得て任命される。（任期3年）
- ・教育委員・・・ 人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するものの中から、市長が議会の同意を得て任命される。（任期4年）

〈 目 次 〉

令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価 (令和4年度執行)報告書について

1	制度の概要について	1
2	第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について	1
3	由布市教育委員会の点検・評価について	2
4	点検・評価の対象について	3
5	点検・評価の方法	3
6	点検・評価表の構成	4
7	点検・評価を踏まえた今後の方向性	5

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表

1	教育基盤の形成	
Ⅰ	教育委員会機能の向上	7
Ⅱ	事務局機能の充実	8
2	「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	
Ⅰ	生きる力につながる「知・徳・体」のバランスのとれた心豊かな 園児・児童・生徒の育成	
①	確かな学力の向上	9
②	豊かな心の育成	10-11
③	健やかな体の育成	12-13
④	幼児教育の充実	14-15
⑤	由布市型人材育成教育の推進	16-17
⑥	特別支援教育の充実	18-19
⑦	生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	20
⑧	時代の要請に応じた教育の充実	21-22
Ⅱ	信頼と協働による学校づくりの推進	
①	地域ともにある学校づくりの推進	23-24
②	学校職場環境づくりの推進	25
Ⅲ	安全・安心な教育環境と教育条件の充実	26-27
Ⅳ	安全で快適な教育環境の充実	28-29
3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	
Ⅰ	学びのための支援・体制づくり	30-31
Ⅱ	学びと活動の充実	32-33
Ⅲ	文化の薫るふるさとづくり	34-35
4	「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	
Ⅰ	スポーツ関連施設の整備・充実	36
Ⅱ	スポーツ団体の育成	37
Ⅲ	スポーツ・レクリエーション活動の推進	38
Ⅳ	合宿の誘致	39
Ⅴ	スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	40
Ⅵ	競技スポーツの振興	41

教育委員会の活動

教育委員会制度

(1)	制度の概要	42
(2)	教育委員会の構成	42
(3)	教育委員会の会議	42
(4)	教育委員の自己研鑽	43
(5)	教育委員のその他の活動	44

令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和4年度執行)報告書について

1. 制度の概要について

平成20年4月1日に施行された、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正により教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない(法第26条第1項)と定められ、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図る(法第26条第2項)とされました。

2 第2期由布市教育振興基本計画と教育方針について

(1) 教育振興基本計画の趣旨

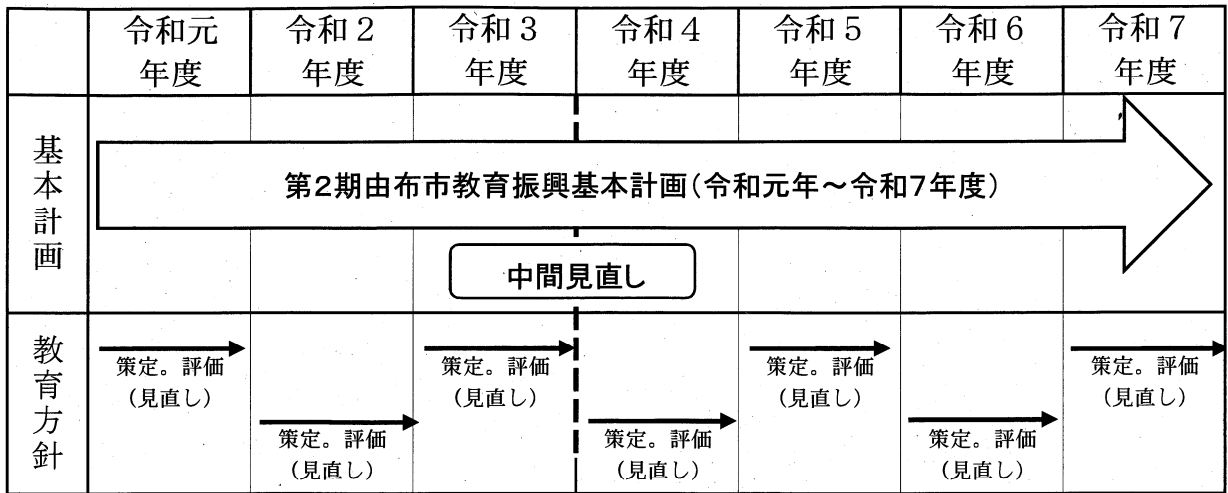
「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」という教育基本法の教育の目的を踏まえ、生涯にわたる人格形成という生涯学習の考え方を尊重しつつ、学校教育と社会教育それぞれの役割と連携を明らかにし、教育行政の総合的、計画的、効果的な推進を図ることを目的として、本市を担う次世代の育成に重点を置いた「由布市教育振興基本計画」を策定しています。

(2) 第2期由布市教育振興基本計画の期間

令和元年度から令和7年度までの7年間を計画年としています。

令和元年度からおおむね3年を目途に取組の検証・評価を行うと共に、令和3年度中に見直しを行い、令和4年度からは基本的な計画を踏襲し、さらなる充実と、発展、質の向上に努めています。

なお、国の教育に関する施策の変更等、大きな変化が生じた場合は、必要に応じて本計画を改訂することとしています。



(3) 由布市教育方針

第2期由布市教育振興基本計画に基づき、各年度において教育委員会が取り組む主要な施策を明らかにしたものです。具体的に教育行政の目標や方向性を示し教育に関する施策等を総合的・体系的に進めていくことを目指しています。

3. 由布市教育委員会の点検・評価について

由布市教育委員会では「教育委員会に関する事務の管理及び執行状況の点検評価実施要綱(平成21年教育委員会告示第2号)」に基づき、「令和4年度由布市の教育方針」を基に実施した取組について、自己点検・評価を行うとともに、評価内容の客観性を確保するため、各分野からの意見・提言を受けられるよう教育に関し学識経験を有する者として校長経験者、行政職員経験者など6名の評価者による外部評価を実施して、「令和5年度由布市教育委員会の事務の管理及び執行状況に関する点検・評価(令和4年度執行)報告書」を作成し、報告・公表するものです。

学識経験者の皆様から貴重な意見をいただき、点検・評価を行い取組の成果と課題を明らかにし、これらを踏まえ、より良い由布市の教育の実現に向け取り組んでいきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。))の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

4. 点検・評価の対象について

(1) 対象期間

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

(2) 対象事務

点検・評価の対象は、由布市教育委員会の指針である「第2期由布市教育振興基本計画」の重点目標に即した取組として、令和4年度の主な施策・事業等としています。

5. 点検・評価の方法

(1) 点検・評価にあたっては、施策・事業等の内容や質によって可能な限り定量的に評価するよう努めるとともに、今後の取組の方向性を示しています。

(2) 点検・評価の評価基準については、以下のとおりとしました。

〈内部評価基準〉

- A： 成果指標を上回る成果であった（110%以上）
- B： 成果指標を概ね達成した（90%以上110%未満）
- C： 成果指標をやや下回った（80%以上90%未満）
- D： 成果指標を大幅に下回った（80%未満）

〈外部評価基準〉

- A： 非常に効果的な事業で、成果指標を十分達成できた
- B： 効果的な事業であった
- C： 効果が薄く、有効性の低い事業であった
- D： 実施する必要性の低い事業であった

(3) 教育委員会内で自己点検・評価（内部評価）の後に点検・評価の客観性を確保するため、教育に関して学識経験を有する方のご意見をお聞きし、ご助言を頂きました。今回は以下の方々です。

【外部評価者名簿】

氏名	区分	略歴
井元 教夫	学校教育	校長経験者
佐藤 嘉郎	学校教育	校長経験者
山本 悦子	学校教育	校長経験者
河野 隆義	社会体育	行政経験者
古長 雅典	社会体育	行政経験者
田代 浩樹	社会体育	行政経験者

6. 点検・評価表の構成

(1)項目

点検・評価の対象事業は「令和4年度教育方針」の推進項目を基本として23項目にまとめ、各項目に即した施策・事業ごとに点検・評価を行いました。

(2)方針の概要

令和4年度に実施した主な事業内容を示しています。

(3)方針達成状況(実績及び成果)

教育委員会で取り組んだ令和4年度事業について、実績及び成果を記載しています。

(4)今後の取組

教育委員会内で令和4年度の取組について点検・評価した結果を踏まえ、今後取り組んでいく内容を記載しています。

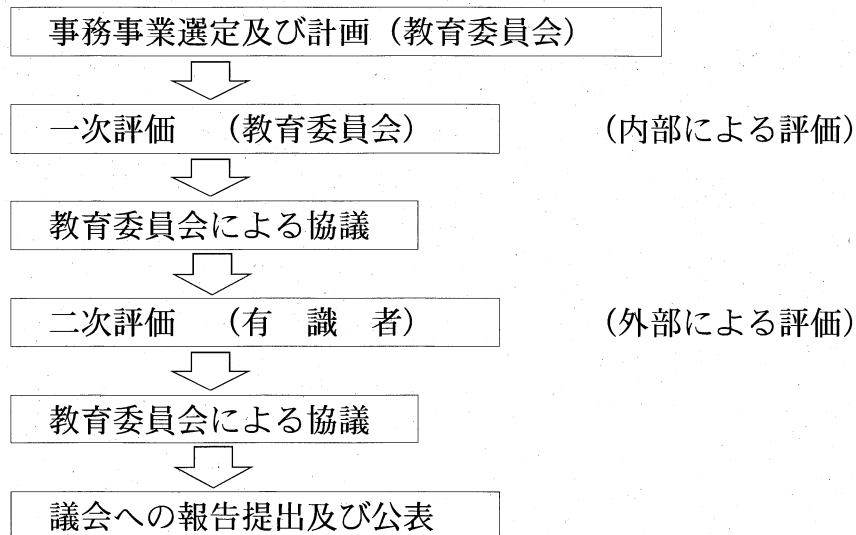
(5)内部評価

教育委員会内で令和4年度の取組について点検・評価しました。

(6)外部評価

令和4年度の取組の内部評価について、外部評価委員の皆様からご意見を頂き、成果と課題について記載しています。

【 点検及び評価の流れ 】



7. 点検・評価を踏まえた今後の方向性

令和5年度の点検・評価（令和4年度執行）は「第2期由布市教育振興基本計画」の施策に基づいて行う4年目の評価となります。内部評価では、政策ごとに客観的なデータ、施策体系に基づいた評価を行い、成果と課題を明らかにしました。

6名の外部評価委員からも点検・評価に係る評価書を提出していただきました。

すでに令和5年度がスタートしており、各課において新たに実施している事業もありますが、7ページから記述している外部評価委員からの意見をはじめ、今回の点検・評価で見えてきた成果と課題をもとに、市民の皆様の信頼に応える教育行政を推進していけるよう、「第2期由布市教育振興基本計画」の確実な推進に努めて参ります。

由布市教育委員会事務の管理および執行状況に関する点検・評価項目一覧表

基本施策	項目	頁番号	担当課	
1 教育基盤の形成	I 教育委員会機能の向上	7	教育総務課	
	II 事務局機能の充実	8		
2 「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進	I 3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進	① 確かな学力の向上	9	学校教育課
		② 豊かな心の育成	10-11	
		③ 健やかな体の育成	12-13	
		④ 幼児教育の充実	14-15	
		⑤ 由布市型人材育成教育の推進	16-17	
		⑥ 特別支援教育の充実	18-19	
		⑦ 生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実	20	
		⑧ 時代の要請に応じた教育の推進	21-22	
	II 信頼と協働による学校づくりの推進	① 地域とともにある学校づくりの推進	23-24	25
		② 学校職場環境づくりの推進	25	
	III 安全・安心な教育環境と教育条件の充実	26-27	教育総務課	
	IV 安全で快適な教育環境の充実	28-29		
3 人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進	I 学びのための支援・体制づくり	30-31	社会教育課	
	II 学びと活動の充実	32-33		
	III 文化の薫るふるさとづくり	34-35		
4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして	I スポーツ関連施設の整備・充実	36	スポーツ振興課	
	II スポーツ団体の育成	37		
	III スポーツ・レクリエーション活動の推進	38		
	IV 合宿の誘致	39		
	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進	40		
	VI 競技スポーツの振興	41		

基本施策	1	教育基盤の形成
------	---	---------

項目	I	教育委員会機能の向上
----	---	------------

【方針の概要】

- (1) 教育に携わる全ての人や団体が互いに連携協力しながら子どもを育む活動に取り組むことが必要です。市長と教育委員会は、総合教育会議において、それらの取り組みの充実を目指して市民の願いや思いをくみ取り、教育諸施策の実現に向け定期的に協議を行います。
- (2) 近年の社会情勢を反映し課題が増加していることから、月1回の定例会に加え臨時会を適宜開催し、教育に関する事務の適正な処理について必要な指導・助言・援助を行っていきます。
- (3) 教育行政の着実な推進にあたって、構成員である教育委員と、執行行政機関である教育委員会事務局とが共通の目標に向かい、責任を十分に果たし、住民の期待に応えつつ、教育に関する施策等を公正かつ適正に行います。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 総合教育会議を2回開催し、下記のテーマについて、現状把握や整理を行い、今後のあり方や方向性について由布市教育委員会と由布市の執行機関が議論を行いました。
第1回目「不登校・いじめ・貧困・虐待等の現状と対策について」
第2回目「由布市歴史民俗資料館について」
- (2) 12回の定例会と1回の臨時会を開催し、学校教育や給食、社会教育やスポーツ分野における施策や事業について、多岐にわたる議論を行いました。
- (3) 由布市・田北奨学会理事会や学校給食センター運営委員会をはじめ、学校教育や社会教育、スポーツ分野における事業の執行に教育委員が積極的に関与し、教育施策の公正で適正な執行に努めました。

【課題】

- (1) ～ (3) 新型コロナウイルス感染症の位置づけが変わる中、学校訪問等を通じ教育現場の現状を把握し、各種研修への積極的参加により教育委員会の機能向上を図る必要があります。

【今後の取組】

- (1) ～ (3) 第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）や由布市教育方針に基づく教育施策や事業執行について、必要な指導・助言等を行い、学校教育、社会教育、スポーツ振興の推進と水準の向上を図ります。

【内部評価：B】

- (1) ～ (3) 教育分野の施策や事業執行について、公正かつ適正な指導や助言が行われました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

○教育委員会は、基本計画の中間見直しに基づき、総合教育会議や定例会・臨時会を適宜開催し、諸課題に迅速に対応していることは、評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	1	教育基盤の形成
------	---	---------

項目	II	事務局機能の充実
----	----	----------

【方針の概要】

- (1) 教育・生涯学習は、行政の組織全般にわたって横断的に係るものであるため、関係部署との連携を密にし、施策・事業を推進します。
- (2) 教育委員会の体制の充実や住民の期待に応える教育行政の展開は、その活動を担う職員の資質能力に負うところが大きいことから、各種研修に積極的に参加し、その資質向上に努めます。
- (3) 市民一人ひとりが主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を創り出していくことが求められていることから第2期由布市教育振興基本計画の中間見直しに基づいた教育施策の総合的・計画的な推進を図ります。
- (4) 教育委員会内において教育方針の執行状況管理を行うとともに、教育委員会事務の点検・評価を実施し、各施策・事業の着実な推進を図ります。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 教育委員会内にとどまらず市長部局の関係部署と連携を密にし、スクールバスや通学路安全等に係る対策事業を推進しました。
- (2) 教育委員会事務局職員の資質向上のため、社会教育主事の資格取得をはじめ、各種研修に参加しました。
- (3) 第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）に基づき、毎年度その年度に取り組む「由布市教育方針」を定め、教育施策の推進を行っています。
- (4) 令和3年度「由布市教育方針」に基づき、教育方針の主要な施策の点検・評価を行い、結果をまとめた報告書を由布市議会に提出、ホームページ上で公開しています。

【課題】

- (1)～(4) 市民ニーズの多様化に伴い、教育行政における業務量は増加しているものの、教育委員会事務局の人員には限りがあるため、効果的・効率的な教育施策の事業のあり方を探る必要があります。

【今後の取組】

- (1)～(4) 第2期由布市教育振興基本計画（中間見直し）を主眼に、令和5年度に取り組む「由布市教育方針」を定め、社会的情勢や市民ニーズに答えられる教育施策の事業推進に努めます。

教育関連分野における職員の資質向上につながる各種研修への参加を行い、教育委員会事務局内にフィードバックさせ、全体の事務局機能の向上を図ります。

【内部評価：B】

- (1)～(4) 第2期由布市教育振興基本計画及び年度毎の「由布市教育方針」に基づき、各施策の取り組みを実施し、成果を上げました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：A】

- 市民ニーズの多様化や新型コロナウイルス感染症対策の対応に伴い、業務量が増加する中、中間見直しに基づいた教育施策の推進がなされていることは評価できる。
- 人員に限りがあるが、効果的・効率的、タイムリーな教育施策の実施に努めて頂きたい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項目	I ①	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 確かな学力の向上
----	--------	------------------------------------

【方針の概要】

(1) 基礎・基本の徹底と学びの深化を実現します。

- ①新学習指導要領の確実な実施
- ②「わかる」授業の推進
 - 学びを実感するための「めあて」と「振り返り」が明確な授業実践
- ③個に応じた指導の充実
 - 少人数指導の実践
 - 補充学習や家庭学習の充実

(2) 組織的な授業改善に取り組みます。

- ①授業力向上アドバイザー、小学校教科担任制推進のための専科教員や指導教諭による授業改善に向けた授業観察等の指導・支援
- ②国や県学力調査、市独自の学力調査の分析と活用、学力向上のための改善策
- ③児童・生徒の視点による授業評価の実施

(3) 地域人材の活用に取り組みます。

- ①教員経験者や専門家を活用した授業の実施

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 学習指導要領に示された3つの資質・能力を意識した「めあて」「振り返り」を位置付け、分かる授業づくりを実施することができました。
- (2) AIドリル等を活用して、個に応じた学習支援に取り組むことができました。
- (3) 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導、管理職や指導教諭による授業観察により、全市的な授業改善が進みました。
- (4) 「由布学」を中心とした各教科の学びに、地域の方に参加していただくことができました。

【課題】

- 国や県学力調査、市独自の学力調査において、全国平均を上回っていない教科が一部の学年で見られます。

【今後の取組】

- ICTアドバイザーによる各校への巡回訪問を実施して、教員個々の授業改善とタブレットを利用した個別学習を充実させ課題解決に取り組めます。
- 学習指導要領の3つの資質・能力に沿った付けたい力を明確にします。
- 思考を深めるための「めあて」「課題」の研究を進めます。
- 自己の学びを認知するための「振り返り」のあり方や「対話」の充実についての研究を行います。

【内部評価：B】

- 3つの資質・能力に対応した「めあて」「振り返り」を位置付けた授業を実施することができました。
- 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導、管理職や指導教諭による授業観察により、全市的な授業改善を進めることができました。
- 授業内容と連動した家庭学習の位置づけに各校取り組むことができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 3つの資質・能力を意識した「めあて」「振り返り」が位置づけられ、AIドリル等の活用による個に応じた学習支援が進んできたことは評価できる。
- 授業力向上アドバイザーによる若年層教職員への指導がなされ、授業観察による全市的な授業改善が進んだことは、評価できる。
- ICTアドバイザーによる授業の改善や学習の充実が進んでいくことを期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	I ②	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 豊かな心の育成
-----	--------	-----------------------------------

【方針の概要】

- (1) 「特別の教科 道徳」の充実に努めます。
 - ①「特別の教科 道徳」の授業と評価の充実
 - 考え、議論する道徳の授業の実践
 - 一人ひとりのよさを認めて励ます個人内評価の手法の研究
 - ②体験活動の推進
 - 職場体験やボランティア活動、自然体験活動等、発達段階に応じた活動の推進
- (2) 豊かな人権感覚の育成に努めます。
 - ①偏見や差別の解消に向けた効果的な学習教材の選定や開発と授業実践の推進
 - 「人権・部落差別解消推進教育」の充実。特に「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消推進法」の趣旨に沿った教育活動及び教職員の研修の充実
 - 「部落差別」解消に向けた取組の調査
 - ②情報モラル教育の推進
- (3) 良好なコミュニケーション力の育成に努めます。
 - 「反応を見ながら話す」「反応しながら聞く」の具現化
 - 児童・生徒が協力し合ったり話し合ったりしながら達成感を味わえる機会の充実
 - Q-U調査の結果を生かした良好な人間関係を目指す学級づくりの推進
 - 人間関係づくりプログラムの全校実施
- (4) 読書活動の推進に努めます。
 - ①読書習慣の確立
 - 朝読書や全校一斉読書など、読書の機会の拡充と読書量の増加
 - 司書や図書委員会による「良い本の紹介」や読み聞かせボランティアの活用
 - 「図書通帳」の活用
 - ②学校図書室の充実と活用
 - 蔵書の充実と新刊紹介、展示や掲示等による読書の推奨
 - 社会教育課の「第2期子ども読書推進計画」との連動

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 考え、議論する新しい道徳の授業を展開することができました。
- (2) 「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消推進法」の趣旨に沿った授業実践や教職員研修を実施することができました。
- (3) Q-U調査の結果を生かした学級づくりや人間関係づくりプログラムを実施することができました。
- (4) 朝読書や全校一斉読書などを通して、読書量が増加傾向。県平均を上回りました。

【課題】

- 道徳の授業実践や人権教育の実践において、系統的で継続的な取組を行う必要があります。

【今後の取組】

- 校内における組織的な研修を進めます。
- 道徳研究指定校（西庄内小学校）や市教研道徳部会、人権教育部会の研究を各校に還流します。

【内部評価：B】

- Q-U調査や人間関係づくりプログラムを活かした取組が、学校マネジメント4点セットにも位置付けられ、組織的な取組が見られるようになってきました。
- 道徳の授業実践や人権教育の実践において、系統的で継続的な取組を行う必要があります。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 道徳や人権教育の組織的な研修や授業実践が、系統的で継続的に今後とも進んでいくことを期待する。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項目	I ③	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 健やかな体の育成
----	--------	------------------------------------

【方針の概要】

- (1) 健康教育の推進を図ります。
- ①児童生徒の生涯にわたる健康をめざす由布市スクールヘルスアッププロジェクトの推進
 - ②健康診断の充実と結果を活用した学校医・歯科医の指導による個別指導の取組の推進
 - ③むし歯の保有率を減少させるため、学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導の充実、フッ化物洗口事業の継続
- (2) 「食育」を推進します。
- ①「食育」に関する事業の展開
 - 各学校の「食育推進計画」の実践
 - 栄養教諭を活用した食育の授業を全校で実施
 - ②安全・安心な学校給食の推進
 - 学校給食における食中毒や感染症を予防するための衛生管理の徹底
 - 生産者とのふれあい等の地産地消教育の推進
- (3) 学校体育の充実を図ります。
- ①体育の授業の充実
 - 体力・運動能力調査の成果と課題をふまえたきめ細かな指導計画の作成
 - 指導者の研修や外部人材の活用
 - 小学校体育専科教員の活用
(出前授業等による市全体の授業のレベルアップ)
 - ②体力向上プランの実践
 - 「一校一実践」による運動の習慣化・日常化に向けた取組の推進
 - ラジオ体操の指導
 - ③部活動に幅広い地域人材を活用
 - 部活動指導員の充実
 - 総合型地域スポーツクラブ等と学校が連携したスポーツ環境づくり

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○コロナ禍ではあったが、健康診断を実施することができました。
○学校・歯科医・薬剤師・家庭との連携による食事、歯磨き指導及びフッ化物洗口を実施することができました。
- (2) ○各学校にて、「食育推進計画」を立て、実践を進めることができました。
○栄養教諭による食育指導、学校給食における食中毒や感染症予防をすることができました。
- (3) ○体力・運動能力調査の結果、小中学校の児童生徒の体力は握力や投てき種目で全国平均を上回りました。
○「一校一実践」の取組を推進することができました。
○部活動の地域移行へ向けて協議会の開催や外部指導者の拡充をすることができました。

【課題】

- (1) コロナ禍のためフッ化物洗口事業を予定の半数回しか実施できませんでした。フッ化物洗口や歯磨き指導を実施しましたが虫歯保有率がやや増加しています。
- (2) 児童生徒の体力調査結果では、走力が全学年全国平均を下回りました。
- (3) 部活動の地域移行に向けて、人材確保や環境づくりに取り組む必要があります。

【今後の取組】

- 学校歯科医、学校薬剤師と連携しながら、フッ化物洗口事業を実施していきます。
- 体育専科教員の各校巡回指導訪問や一校一実践を実施して課題解決に取り組めます。
- 総括コーディネーターや関係機関と連携して部活動の地域移行準備に取り組めます。

【内部評価：C】

- コロナ禍にあり、フッ化物洗口等による虫歯保有率の減少や体力向上について、積極的な推進が難しく、思うような成果を上げることができませんでした。

内部評価基準：A (目標を上回る)、B (目標どおり)、C (やや目標を下回る)、D (大幅に目標を下回る)

【外部評価：C】

- コロナ禍の活動制限もあり、走力の低下傾向が見られるが、今後も「一校一実践」等の取組を通して改善して頂きたい。ただし、夏場の熱中症予防対策に配慮した取組をお願いしたい。
- 部活動の地域移行や外部指導者の確保に向け、地域社会の理解・協力を得ながら働き方改革の進展につながるよう期待する。

外部評価基準：A (非常に効果的)、B (効果的)、C (効果が薄い)、D (必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	I ④	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 幼児教育の充実
-----	--------	-----------------------------------

【方針の概要】

- (1) 「由布市幼児教育振興プログラム」を具現化します。
 - ①教育方針と指標を明確にした幼稚園経営と評価
 - ②園だより（回覧板）やホームページを活用した教育方針等の広報活動
 - ③特別支援教育の充実（関係機関との連携、教育相談、個別の教育支援計画・指導計画の作成、5歳児健診のフォロー、修学相談等）
- (2) 幼稚園教育の充実を図ります。
 - ①自然体験、社会体験などの体験活動を重視し、「遊び」を通じて、幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実
 - ②小1プロブレムの解消
 - アプローチカリキュラム（年長児）の実施と小学校との連携
- (3) 子育て支援を推進します。
 - ①就学前保育「保育所（園）・こども園・幼稚園」と小学校の連携の推進
 - ②教職員や保育士の合同研修や交流活動
 - ③付けたい力の保護者との共有
- (4) 子育て教育相談の充実を図ります。
 - ①園児や未就学児の保護者を対象にした子育て相談会の開催
 - ②預かり保育の拡充や保育園・こども園との交流会の促進

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○重点目標や達成指標・取組指標を明確にした園評価4点セットを作成し、保護者評価を基にした取組の検証も行うことができました。
○個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成等についての研修を進めることができました。
- (2) ○アプローチカリキュラム（年長児）について小学校との連携を進めることができました。
- (3) ○コロナ禍ではありましたが、保育園・こども園・小学校との協議会を開催することができました。湯布院地域では、保育園・こども園との合同研修や交流活動が実施できています。
- (4) ○園児や就園予定の児童についての教育相談を実施できました。

【課題】

- 保育園・こども園との合同研修や交流活動を更に推進し、「架け橋プログラム」の具現化を行っていく必要があります。
- 預かり保育の拡充に向けた取組を行う必要があります。

【今後の取組】

- 湯布院地域の取組（公開保育や音楽交流会、3園合同での小学校訪問）を還流し、庄内地域、挾間地域においても、可能な取組を実施していきます。
- 預かり保育の拡充に向けて関係者協議を行い、全園で取組を実施していきます。

【内部評価：B】

- 幼・保・小・こども園支援連絡会やブロック連絡会において、アプローチカリキュラム研修を実施し、小1プロブレム解消を目指した取り組みを行うことができました。
- 預かり保育の拡充に向けた取組が求められます。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 「由布市幼児教育振興プログラム」の具現化を推進するとともに、関係機関との連携を今後も努めてほしい。
- 預かり保育の拡充については、保護者ニーズを把握するとともに、小規模園でも対応できるよう、工夫した取り組みを期待する。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	I ⑤	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 由布市型人材育成教育の推進
-----	--------	---

【方針の概要】

- (1) 幼・小・中・高を見通した資質・能力の育成を図ります。
- ①校種間連携の強化
 - ②連携型中高一貫教育の推進
 - 中高乗り入れ授業、中高合同教科部会を中心とした学力向上の取組
 - 中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動を中心としたリーダー育成の取組
 - 由布高校振興大会等の進路指導部会の取組
 - ③小・中連携教育の推進
 - ④幼・保・小・子ども園連携教育の推進
- (2) 由布学を通じた「課題発見力」「情報収集力」「情報発信力」の育成を図ります。
- ①幼稚園教育、小学校低学年の生活科、小学校～中学校の総合的な学習の時間、由布高校の活性化事業の連動
 - ②幼・小・中・高で育てたい資質・能力系統表の活用
 - ③地域の「ひと」「もの」「こと」を題材にした学習
 - ④地域協育コーディネーターの活用
 - ⑤課題探求型の授業（「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」）の推進
 - ⑥情報発信の場（学習内容を報告、発信する場）の設定
 - ⑦地域課題の解決に向けて、子どもたちが提言を行える場を設定
 - ⑧「由布の学びの検定」資料の活用
 - ⑨「由布の学びの検定」受検の推奨
- (3) 時代のニーズに対応した4技能統合型の外国語教育を推進します。
- ①小・中学校にALTを配置し、4技能統合型の授業を展開
 - ②小学校外国語教育推進校、中学校外国語教育推進校による授業公開
 - ③小学校外国語専科教員、中学校英語科教員、ALTによる外国語教育推進プロジェクト会議
 - ④中学生、由布高校生を対象とした英語技能検定の受験
 - ⑤由布高校における韓国語、中国語の授業支援

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○中高合同生徒会活動、中高合同ボランティア活動、由布高校振興大会等を実施し、中高連携を進めることができました。
○小中連携、幼・保・小・子ども園の連携を推進することができました。
- (2) ○由布学を通じて、課題探求型の授業（「課題発見」「情報収集」「整理分析」「情報発信」）を推進することができました。
○「由布学チャンネル」を開設して情報発信の場を確保することができました。
- (3) ○中学校3年生、由布高校生を対象とした英語技能検定を実施することができました。

【課題】

- 由布高校への進学希望者が増加せず、令和5年度入試において30人の定員割れが生じました。

【今後の取組】

- 由布市人材育成事業の取組を継続していきます。
- 由布高校の取組を市内小中学生及び保護者に対して班回覧「由布高だより」等を活用した広報活動を実施します。

【内部評価：B】

- 人材育成事業を通じて、由布高校の取組は浸透してきましたが、進学希望者数としては厳しい状況にあります。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 「由布学」を通し、課題探求型の授業が推進できている事は評価できる。
- 由布高校の進学希望者増のため、市内小中学生・保護者に向け引き続き情報発信（由布学チャンネル）や広報活動（由布高だより）を進めていただきたい。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	I ⑥	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 特別支援教育の充実
-----	--------	-------------------------------------

【方針の概要】

- (1) 特別支援教育についての研修の充実を図ります。
 - ①教員の専門性を向上させるための校内研修や市の研修の充実
- (2) 特別支援教育について関係機関と連携を図ります。
 - ①「個別の教育支援計画、個別の指導計画」の策定と共有
 - ②就学前・幼稚園・小学校・中学校をつなぐ系統的・継続的な支援の実施
 - ③由布市相談支援ファイル「スクラム」の活用
- (3) 「特別支援教育コーディネーター」を中心に支援体制を確立します。
 - ①全ての幼稚園、小学校、中学校に特別支援教育コーディネーターの配置
 - ②個別の事案を検討するケース会議の実施
- (4) 発達障がいによる困りを抱えている児童生徒への支援に努めます。
 - ①特別支援員の配置等人的環境整備
 - 一人ひとりのニーズに合わせた特別支援員の配置と個別指導の実施
 - ②教育相談の充実
 - 通級指導など弾力的な運用や特別支援学校のセンター的機能を活用した、巡回教育相談、専門家相談の利用の推進
 - ③スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）、指導主事による対応の充実
 - 各校の相談に対応するとともに、関係機関等との連携

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 校内研修やチーム会議、市の特別支援教育研修を実施することができました。
- (2) すべての学校で、「個別の教育支援計画、個別の指導計画」が策定され、個に応じた指導を実施することができました。
- (3) 特別支援教育コーディネーターを中心とした、校内支援体制を整備できました。
- (4) スクールソーシャルワーカー（SSW）、特別支援相談員、指導主事による個別の対応を進めることができました。

【課題】

- 困りを抱えている児童生徒への支援を充実させるため、特別支援に特化した職員研修を継続実施する必要があります。

【今後の取組】

- 引き続き、組織的な教職員研修を実施します。
- SSW、特別支援相談員、指導主事等による巡回訪問や担当者会議を実施して各校の特別支援体制を強化します。
- 保育園・幼稚園・子ども園の保護者を対象とした啓発活動を継続して実施します。

【内部評価：B】

- これまでの啓発活動の成果もあり、教職員及び保護者の特別支援に対する理解を深めることができました。
- 組織的な取組の成果として、生徒指導上の問題行動等は激減しています。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 特別支援教育コーディネーターを中心とした支援体制（SSW・SC・指導主事）の充実及び施設環境（居場所）づくりに努めてほしい。
- 支援の充実のため、今後も特別支援に特化した職員研修を継続実施して頂きたい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項目	I ⑦	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 生徒指導、いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実
----	--------	--

【方針の概要】

- (1) 学校内の教育相談体制を確立します。
- ①教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制の充実と「チーム学校」による迅速で組織的な対応
 - ②スクールカウンセラーを配置した教育相談体制の充実
- (2) 市の教育相談体制の整備、充実を図ります。
- ①「由布市学校子ども支援センター」配置のスクールソーシャルワーカーや教育相談員、臨床心理士による学校支援の充実
 - ②「由布市学校子ども支援センター」の適応指導教室「コスモス」の充実を図り、不登校児童・生徒の自立や学校復帰を支援
 - ③「地域児童生徒支援コーディネーター」による定期的な学校訪問、情報共有の推進

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 各学校に教育相談コーディネーターを中心とした校内相談体制が位置付けられ、専門家を入れたケース会議の開催など、「チーム学校」としての対応をとることができました。
- (2) 由布市子ども支援センターのスクールソーシャルワーカー、特別支援相談員、由布市適応指導教室「コスモス」による専門的な支援を個別に行うことができました。

【課題】

- 中学校の不登校数が増加傾向にあります。
- 由布市適応指導教室「コスモス」の支援拡充、湯布院地域の支援の充実を進める必要があります。昼夜逆転、引きこもり傾向の児童生徒への対応が必要です。

【今後の取組】

- 不登校の児童・生徒の居場所づくりを進めます。
- 【挾間・庄内地域】由布市適応指導教室「コスモス」の開室日を5日間継続実施します。
- 挾間中学校に、登校支援員を置き不登校対応にあたります。
- 【湯布院地域】地域児童生徒支援コーディネーターを配置します。
- 支援ルーム「ゆふいん」をB&Gで毎週1日開室します。

【内部評価：C】

- 由布市子ども支援センターとスクールカウンセラー、学校、保護者の連携が図られ、いじめや不登校児童生徒に対する支援、教育相談を実施することができました。
 - 中学校の不登校の生徒数は増加しています。
- R 4 不登校の児童生徒数 小学校・中学校 63人 (R3年比 +22人)

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：C】

- 不登校児童数の増加傾向が見られるが、今後も生徒指導・いじめ・不登校に係る教育相談体制の充実とともに、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな指導を期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	I ⑧	3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進 時代の要請に応じた教育の充実
-----	--------	--

【方針の概要】

- (1) 情報教育を推進します。
- ① タブレット端末を活用した教育活動の充実
 - ② 情報社会に適切に対応していくことのできる情報活用能力の育成
 - ③ 論理的思考力や情報処理能力の育成を目指したプログラミング教育の充実
 - ④ 個人情報や著作権の保護など情報セキュリティの維持・向上
 - ⑤ 不登校や病気療養等により、特別な支援が必要な児童生徒に対する遠隔授業を活用したきめ細やかな支援
 - ⑥ 個々の才能を伸ばすための高度な学びの機会の提供
 - ⑦ ICTを効果的に活用するためのノウハウの迅速な収集・分析
 - ⑧ ICTを活用できる教職員の養成
- (2) 環境教育の充実を図ります。
- ① 「由布市学校エコ運動」の推進
 - ② 各教科等における環境教育の取組の推進
- (3) 防災教育・安全教育の充実と感染予防対策を推進します。
- ① 非常時の際、学校危機管理マニュアルに沿って、子ども・教職員・保護者・地域住民等がそれぞれの立場で適切に行動できる取組の推進
 - ② 子どもが安心・安全に過ごせるように、メール等で情報提供ができる仕組みの構築
 - ③ 災害発生時や、新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営を図るとともに、臨時休校中の子どもたちの学びを保障する取組を推進
- (4) がん教育・薬物乱用防止教育等を推進します。
- ① 生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力の育成をめざし、体育・保健等の教科学習を中心としたがん教育や薬物乱用防止教育等の取組の推進
- (5) 主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育を推進します。
- ① 新しく、時代からの要請で特に求められている主権者教育・消費者教育・持続可能な開発のための教育（ESD）に対する積極的な取組の推進

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ロイロノート等、タブレット端末を活用した授業に取り組むことができました。
- (2) 環境教育を教育課程に位置づけ、積極的に取り組むことができました。
- (3) 緊急時の保護者への引き渡し訓練等、実際に想定した訓練を行うことができました。
- (4) 体育・保健の授業で学習が深められました。
- (5) 教育課程の中に系統的に位置付けることができている。

【課題】

- ICTを活用した授業実践については、教職員個々のスキルや学校間の取組に差があり、組織的な研修やサポート体制が必要になっています。

【今後の取組】

- ICTアドバイザーによる各校への巡回訪問指導を実施して教員個々の支援や各校の情報担当者と連携して校内研修を充実させます。

【内部評価：B】

- タブレット端末を活用した授業が全学校で積極的に実施できています。
- 教職員間のスキルに差があり、組織的な研修やサポート体制が必要です。
- タブレット端末を活用した家庭学習の在り方については学校間格差があるため、好事例の共有を行う等して、全校同一的に取り組めるようにする必要があります。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- ロイロノート等、タブレット端末を活用した教育活動を行うとともに、今後も組織的な研修やサポート体制の充実をお願いしたい。
- ICTアドバイザーによる教員個々の支援や情報研修の充実を期待する。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	Ⅱ ①	信頼と協働による学校づくりの推進 地域とともにある学校づくりの推進
-----	--------	--------------------------------------

【方針の概要】

- (1) 情報共有を推進します。
 - ①学校の情報を広く公開（ガイドラインに沿ったホームページでの発信等）
 - ②学校の様子を公開（学校公開日等）
 - ③学校評価の公表
 - ④「ゆふポ」を活用した一斉メール送信システムの活用
 - ⑤勤務時間外の相談等に対応するシステムの構築
- (2) 課題・ビジョンを共有します。
 - ①学校ホームページや学校だより等で、活動状況や学習定着状況の成果等の公表
- (3) アクションを共有します。
 - ①地域課題の共有（例：由布学における課題設定）
 - ②学校諸活動への参加
 - ③地域行事・公民館活動との連動
- (4) 成功体験を共有します。
 - ①地域課題の共有（例：由布学における課題設定）
- (5) 信頼される学校づくりの推進
 - (ア) 特色ある学校づくりを推進します
 - ①校長のリーダーシップによる学校教育目標の達成
 - 具体的な教育目標と具体的な取組等を公表、学校・家庭・地域と連携した学校教育の実践
 - ②組織としての学校運営
 - 全教職員が参画意識をもって参加する体制づくり（分掌会議や運営委員会等の実施による学校運営体制の確立）

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ～ (4)
 - 全小中学校にて、学校運営協議会を開催し、最重点目標の共有を行うことができました。
 - 学校運営協議会の一員、地域の一員として、どの様な関わりができるかを協議した学校が増加しています。
 - 全ての小中学校にて、保護者と最重点目標の共有を行うことができました。
- (5)
 - 学校ランドデザイン、学校評価等の情報を発信することができました。

【課題】

- 学校運営協議会は開催されましたが、最重点目標を達成するために、学校運営協議会の一員、地域の一員として、できることを考え、主体的に実践していこうとする段階までには至っていない学校が多いです。

【今後の取組】

- 学校運営協議会が、学校と地域が目標やビジョンを共有したり、各委員が主体的な取組を行っていけるような熟議の場となったりするように設定します。
- 通信や学校ホームページ、由布学チャンネル等を通じて積極的な情報発信を行います。

【内部評価：B】

- 学校運営協議会が全小中学校で開催され、最重点目標についての協議がなされました。
- 各委員が主体的な取組を行っていけるようにするために、ワークショップ等を取り入れた熟議の工夫が必要となっています。
- 学校ランドデザイン、学校評価等の情報を発信することができました。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 学校運営協議会の一員、地域の一員として、どのような関わりができるか協議した学校が増加したことは、評価できる。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	Ⅱ ②	信頼と協働による学校づくりの推進 学校職場環境づくりの推進
-----	--------	----------------------------------

【方針の概要】

- (1) 安心・安全・協働の職場体制づくりを推進します。
- ①校務支援システムを活用した効率的な学校運営の確立
 - ②感染症対策や学校の働き方改革に対応する外部人材の活用
 - ③働き方改革を推進するための業務改善の推進
 - ④勤務時間の把握のシステム化による適正な勤務時間管理の徹底
 - ⑤安心して休める職場環境づくりのため教職員確保に向けた由布市版人材リストの作成

【方針達成状況（実績及び成果）】

- ①担当者会議や職員研修を実施して校務支援システムを活用することができるようになってきました。
- ②スクールサポートスタッフ及び学習支援員を各校へ配置しました。
- ③働き方改革推進のために、各校にて業務改善についての協議及び取組を実施できるようになってきました。
- ④校務支援システムを活用した勤務時間の把握ができました。
- ⑤由布市版人材リストの作成を開始しました。

【課題】

- 校務支援システムを十分活用できるまでにはまだ時間がかかります。学校現場に負担をかけており、働き方改革の一環という実感を得るまでには至っていません。
- 教職員の超過勤務時間については、減少傾向にありますが、部活動等の超勤につながる業務の改善が求められています。

【今後の取組】

- 校務支援システムの効率的な活用に向けて、実務担当者を中心とした職員研修を実施します。
- 教職員の超過勤務時間を、校務支援システムを使って毎月把握します。
- 部活動の地域移行について協議し、まずは休日の超勤縮限に取り組むことが必要です。

【内部評価：B】

- 校務支援システムの利用が学校現場の負担解消にはまだつながっていません。
- 教職員の超過勤務時間は減少傾向にあるが、効果的な縮減方法の協議が必要です。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 校務支援システムについては、引き続き実務担当者を中心とし研修を行い、業務改善につながるよう期待する。
- 教職員確保に向けた由布市版人材リストが、業務改善につながる事を期待する。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	Ⅲ	安全・安心な教育環境と教育条件の充実
-----	---	--------------------

【方針の概要】

(1) 学校施設や設備の整備・充実

安全性を最優先とした学校施設の改修・整備を計画的に行い、安全で快適な環境づくりに努めます。また、全国的にも課題となっている公共施設等の老朽化問題に対応するため、令和2年3月に、将来の人口動態や財政状況等を見据えながら、施設の更新や長寿命化を計画的に行うことを目的とした「由布市学校施設長寿命化計画」を策定いたしました。今後も、本計画に基づき「事後保全型管理」から「予防保全型管理」への転換を目指しながら長期的な視点をもって施設の長寿命化と計画的な維持管理に努めます。

空気検査、水質検査、浄化槽検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託を実施するとともに、危険箇所の修繕・整備を行います。

学校で児童・生徒が健康面・心理面からも安心して使用できるよう、清潔で快適なトイレの整備を行います。

(2) 子どもたちの登下校等の安全を目指します。

登下校時の通学路における危険箇所をあらかじめ調査し、児童生徒が安全・安心に通学できるよう次の事に取り組みます。

- 1 危険箇所の調査・把握
- 2 通学路安全推進会議の開催
- 3 関係機関・団体との連携
- 4 地図システムを利用した効率的な情報管理

【方針達成状況（実績及び成果）】

(1) ○由布市学校施設の教育環境を整備するため、次の6校でトイレ洋式化工事を実施し、市内全学校のトイレ洋式化が完了しました。

(石城小学校、谷小学校、東庄内小学校、川西小学校、塚原小学校、庄内中学校)

○空気検査、水質検査、浄化槽清掃・検査、消防設備点検、遊具安全点検、警備委託、プールろ過装置点検、貯水槽清掃・検査等を実施し、学校の維持管理に努めました。また、学校と連携して施設の修繕を行いました。

(2) ○学校や児童生徒の保護者から通学路の危険箇所について、聞き取り調査を実施しました。把握した危険箇所は、各関係機関が出席する通学路安全推進会議の中で点検依頼及び安全対策要望を行いました。

○令和4年度は危険箇所48カ所を把握し、うち9件は年度内に道路管理者等による安全対策を完了しました。また、地図システムを利用し、効率的な情報共有を行いました。

【課題】

(1) 学校施設長寿命化計画策定時には捕捉できていなかった、水道管漏水や雨漏りが次々と判明しており、対応に苦慮しています。また、保護者、地元要望も多岐にわたるため、対応には時間と優先順位の判断が求められています。

(2) 地形的要件や付帯道路の幅等で改善のしようがない箇所があります。

【今後の取組】

- (1) 設備機器の維持管理を適切に行い、経年劣化による不具合等については、迅速に修繕等を行い機能維持を行います。
- (2) 通学路の安全点検を実施し、関係部署と問題意識を共有し、現状の改善に向けて関係機関に働きかけを行います。

【内部評価：B】

- (1) 新型コロナウイルス緊急対策事業の活用により、学校環境の向上が図られ、財政が厳しい中、必要な設備等の修繕措置が取られています。
- (2) 通学路安全確保のため、関係部署との連携をとり、改善に向けての働きかけが行われ、安全対策が実施されています。

内部評価基準：A(目標を上回る)、B(目標どおり)、C(やや目標を下回る)、D(大幅に目標を下回る)

【外部評価：B】

- 安全・安心な教育環境の整備として、市内全学校のトイレ洋式化工事が完了したことは評価できる。
- 通学路の危険箇所聞き取りを行い、48カ所のうち9件は安全対策を完了したことは評価できる。残りの箇所についても、早期改善に努めて欲しい。

外部評価基準：A(非常に効果的)、B(効果的)、C(効果が薄い)、D(必要性が低い)

基本施策	2	生きる力をはぐくむ学校教育の推進 「3つの資質・能力の育成に向けた学校教育の推進」
------	---	--

項 目	IV	安全で快適な教育環境の充実
-----	----	---------------

【方針の概要】

- (1) ICTを活用した魅力ある教育環境の整備
時代の変化や社会情勢に対応した多様な学習を図るため、市立小・中学校の全ての児童生徒に学習端末を一人一台配備し、教育活動で活用されています。児童生徒が快適に学べる環境を整備するとともに、学校の情報端末等を適切に維持管理し計画的に更新を進めます。
- (2) 教育環境の整備
小中一貫教育制度は、義務教育9年間を連続した教育課程と捉え、児童生徒、学校、地域の実情等踏まえ教育の質をあげるため、小学校と中学校の教育を統合する制度です。由布市立幼稚園、小・中学校の適正規模及び配置の適正化基本方針に従い、特色ある学校づくりを提案するとともに、利点や課題を整理しながら導入の可能性について研究していきます。
児童・生徒数の増加や、35人学級編制による教室数の不足が見込まれる学校については、校舎の増改築に向け、計画的に整備を進めます。
教育委員会が関係部局と連携しながら、幼児、児童生徒の学習・生活の場としてふさわしい教育環境の整備・充実に努め、地域と学校が連携・協働することに努めます。
- (3) 遠距離通学・通園に関する環境の整備
幼稚園・小学校の統廃合等による統廃合先への通園・通学に関する環境を整備します。
中学校の遠距離通学生に対し、スクールバスの運行により、安全・安心な通学手段に努めます。
通学距離が標準を超える場合、公共交通機関の運賃の補助や自転車購入費用補助を行います。
- (4) 教育条件の整備
子どもたちの誰もが家庭の経済事情にかかわらず、未来に希望を持ち、それぞれの夢に向かって頑張ることができるよう教育費の負担減を図り、安心して学校生活を送れるよう市報やホームページを通じて支援制度の周知をし、利用を促進します。
- 1 学用品費や給食費など、経費の一部を援助する就学援助制度
 - 2 学資の一部を貸与し、教育の機会均等に寄与することを目的とする市奨学金制度（貸与型奨学金制度／条件付返還免除型奨学資金制度）

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) ○個人情報保護制度の大幅な改正に対応するため、研修に参加する等、知識の習熟を図りました。また、情報セキュリティポリシーも現状に見合ったものに改正し、情報資産の適正管理に努めました。
- ICTを用いた学習機会を充実するため、GIGAスクール用タブレット端末でオンデマンドソフトを利活用できるように環境を整備しました。また、教職員のICT活用力の向上に資するためアプリの活用研修や端末管理に関する研修を実施しました。
- (2) ○市内の児童数が全体的に減少する中、特に減少が目立つ庄内地域において「幼稚園、小・中学校に関するアンケート」を保護者を対象に実施しました。

○挾間小学校については、校舎増築に向けて用地取得が終了し、基本設計業務に着手しました。

○地域の協力により農業体験や施設見学等の学びの場を確保でき、地域を学ぶ教育環境の充実を図りました。

(3) 遠距離通学生に対して、スクールバスの運行や、通学用自転車の購入費補助金等の支援を行いました。

(4) 小学生195名、中学生136名、合計331名に就学援助を行いました。
奨学金制度について、修学奨学金3名、入学一時金3名の申請があり、貸与を行いました。

【課題】

(1) 学校現場でのICT利活用について、教職員の活用力向上のため今後も継続したフォローアップが必要です。

(2) 挾間小学校の増築については周辺住民の生活環境への配慮が必要です。

(3) スクールバスの運行について、路線によって利用者の少ないものも見受けられるため、全体的な路線の在り方の検討を要します。

(4) 奨学金の返還が始まる貸与者のうち、返還免除型の奨学金制度に該当する者が令和4年度から生じるため、滞納整理に注力する等、財源確保の策を講じる必要があります。

【今後の取組】

(1) ICTの利活用について、教職員の利用状況、活用状況等を調査し、専門職員による研修を適宜実施します。

(2) 挾間小学校増築については、地元地区や保護者に対し十分な説明の上で進めていきます。

(3) スクールバスは利用者の実態調査を行う等、路線の適正化を検討します。

(4) ○特別支援学級在籍児童世帯（所得基準あり）に対し、特別支援就学奨励費により学用品等の費用の一部を支援します。

○奨学金の滞納者については、法的措置を含め、滞納整理の策を講じます。

【内部評価：B】

(1) 情報セキュリティポリシー等の安全管理に関する規程は、適宜改正することができました。

(2) 挾間小学校増築は用地の取得をはじめ、事業は計画的に進行しています。

(3) スクールバスの運行については、安全な運行を行うことができましたが、利用の状況を把握し、路線の在り方の検討を行う必要があります。

(4) 教育費の経済的支援を通じ、児童世帯の負担減を図り、安心な学校生活を送る教育条件の整備が図られています。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

○ICTを用いた学習機会を充実するため、GIGAスクール用タブレット端末でオンデマンドソフトを利活用できるように環境を整備したことは評価できるが、教職員ICT活用力の向上に向けたフォローアップの実施をして頂きたい。

○就学援助費の支給や奨学金の貸与等教育費の経済的支援を通じ、子どもが安心な学校生活を送れる教育条件のさらなる整備を期待する。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
------	---	---------------------

項 目	I	学びのための支援・体制づくり
<p>【方針の概要】</p> <p>(1) 学びのための体制・施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会教育や生涯学習を推進・支援する専門職員の適切な配置を行い、各種研修の機会を提供します。 ○市民が生涯にわたって自由に主体的に、相互学習を進めていくことができるよう、安心して利用できる学びの拠点施設を目指します。また、学びの機会を継続的に提供していくために、社会教育施設の効果的・効率的な運営を行います。 ○地区公民館の今後の管理運営の形態等について多方面から検討を行います。 ○市立図書館の利用状況調査や要望の把握を行い、知りたい・学びたいに応えられる利用しやすい図書館運営を目指します。 <p>(2) 自治公民館活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各種研修の実施や先進事例を紹介することで、自治公民館活動の活性化を図ります。 ○モデル自治公民館を選定し、協議・企画・事業実施を支援することで地域課題の解決を目指します。 ○自治公民館活動等の支援を継続して行います。 <p>(3) 社会教育関連団体・社会教育支援団体への活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○団体が各種課題を共有し連携を図りながら、自主的・自発的な活動を展開していただけるように、幅広い学習機会の提供と社会教育施設を利用しやすい体制（利用料の減免）を整えます。 <p>(4) 学習情報の発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学習情報や団体情報等が取得できるよう「まなびの情報誌」を発行・配布し、市民の学習活動への参加を促進します。また、市報やインターネットを活用して多くの学習情報を幅広く迅速に効果的に発信します。 		
<p>【方針達成状況（実績及び成果）】</p> <p>(1) 施設整備においては、新型コロナウイルス感染症対策に対応する交付金を活用して、はさま未来館（挾間公民館）のトイレを改修し、安全面と衛生面の向上を図りました。新しい図書館システムの周知を図るとともに、図書館だよりを発行し、利用しやすい図書館づくりに取り組みました。</p> <p>(2) モデル自治公民館として、畑田と喜多里を認定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○2年目の畑田では、フォークダンスや防災講話などの活動を行い、地域の居場所づくりや交流づくりを目指した活動を実施しました。 ○1年目の喜多里では、多世代交流の防災講話や高齢者を対象にした健康教室を行い、互いに助け合い、支え合う関係づくりを目指した活動を実施しました。 ○自治公民館に対しては、活動や整備に対する補助を行いました。 <p>(3) PTAや女性団体連絡協議会・青少年健全育成市民会議等の関連団体や支援団体に対して活動支援を行いました。また、学習機会の提供として、社会教育振興大会への参加を呼びかけました。</p> <p>(4) 学習情報や団体情報が取得できる「まなびの情報誌」を由布市や自治区の公民館に配布し、情報発信を行いました。また、各種講座の申し込みについては、スマートフォンからQRコードを活用して申し込みができる体制づくりに努めました。</p>		

【課題】

- (1) 社会教育施設の老朽化対策が必要です。
- (2) モデル自治公民館の認定期間終了後の活動に対する支援が必要です。

【今後の取組】

- (1) 由布市公共施設個別計画に基づいた計画的かつ継続的な施設整備を実施します。
- (2) モデル自治公民館へ活動内容の提案を行い、継続した活動に結び付けられるような体制づくりを構築します。モデル自治公民館の活動内容を他の地域に幅広く周知します。
- (3) 関連団体や支援団体に学習機会を提供します。
- (4) 読みたくなる・参加したくなるようなチラシづくりや、学習情報を取得しやすい環境づくりに努め、学習活動への参加を促進します。

【内部評価：B】

- (1) はさま未来館（挾間公民館）トイレの改修により安全面・衛生面が向上し、来館者が安心して利用できる環境が整備されました。図書館システムが利用しやすく機能的になり、利用者の増に繋がりました。
- (2) モデル自治公民館としてふさわしい公民館活動の活性化の取組を支援できました。
- (3) 社会教育振興大会に各種団体が多く参加して参加者の増に繋がりました。
- (4) 各種講座にスマートフォンから申し込みができる体制づくりに取り組みました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 社会教育施設のハード・ソフト面の改善ができ、施設の利用者及び参加者増加に繋がったことが評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
------	---	---------------------

項目	Ⅱ	学びと活動の充実
【方針の概要】		
<p>(1) 社会教育施設における学ぶ機会の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社会的課題や学習ニーズに応じた講座・教室を開催し、参加しやすい学びの環境を整えます。 ○利用者のニーズを参考にしながら本の提供に努めるとともに、インターネット予約を行うことにより、読みたい本をすぐに読むことのできる環境づくりに取り組めます。 <p>(2) 体験を通じて学ぶ機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小・中学生を対象とした様々な体験学習プログラムを実施し、その中で直面した課題を解決することで、子ども自身の課題解決能力や自己肯定感を育みます。 <p>(3) 地域リーダーの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学びの支援やネットワークづくりを通して、人づくりや地域づくりに関わる役割負担を担う社会教育士の普及・啓発に努めます。 ○まちづくり、地域活性化の核となる人材の発掘と活用に努めます。 ○各地域における青少年リーダーの組織化と活動を支援します。 <p>(4) 地域協育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域学校協働活動に取り組む中で、地域・学校・家庭がつながりあえる体制を強化します。 ○ゆふの寺子屋（小学生チャレンジ教室・未来創生塾）を実施し、子どもの居場所づくりや地域と子どもが触れ合える機会の提供を促進します。 ○家庭教育講座や家庭教育サロンを実施し、子育て中の保護者同士のつながりづくりや、新たな視点や行動のきっかけづくりに努めます。 <p>(5) 人権教育の推進</p> <p>市民それぞれが部落差別をはじめとする様々な差別を身近な問題ととらえ「部落差別解消推進法」や「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」の趣旨に沿った人権教育と啓発に取り組めます。</p> <p>また、「由布市部落差別の解消の推進に関する社会教育基本方針」に則り、部落差別解消にむけた取組を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「人権講座」を計画的に開催し、差別についての認識を深めるための学びの場の拡充に努めます。 ○地域社会において差別を許さないという気運を醸成していくために、各団体等に差別や偏見に関する認識を深めるための学習機会を提供し、地域のリーダーの資質及び指導力の向上に努めます。 ○地域の学校における部落差別問題学習の公開授業などを地域住民との学びの場として積極的に活用し、学校教育と連携した学びの推進に努めます。 ○「人権を大切にす市民会議」と連携し、差別の解消に向けた取り組みに努めます。 <p>(6) 子どもの読書活動の推進</p> <p>第2期の方向性をより具現化するため、「第2次由布市子ども読書活動推進計画（令和3年度～令和7年度）」を策定し、各種施策の推進に取り組んでいます。大人も子どもも一緒になって読書活動を楽しめるよう、発達段階に応じた読書習慣の形成や読書への関心を高める取り組みを推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校入学時に「図書通帳」を贈呈し、読書に親しむためのきっかけを作ります。 ○子ども司書を養成し、活動や活躍をする場を提供することで、子どもから子どもへの読書の輪を広げることができるよう取り組めます。 ○学校図書室をはじめ読書活動関係者との情報共有を密にし、連携を促進します。 		

- ボランティアグループによる読み聞かせ活動を推進します。
- 図書館だよりをはじめとして、情報を広く届けるとともに、対象者に合わせた効果的な情報発信を行います。
- 保育園・こども園・幼稚園等へ大型絵本や紙芝居、絵本を貸し出す「出前図書館（にじいろゆうびん）」を実施します。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 受講者のニーズや社会的課題に応じた公民館講座の開催に努めました。
- (2) 社会教育課の事業において、子どもたちに自然・文化・スポーツ・工作・プログラミング・視聴覚などの体験活動の機会を提供することができました。
- (3) 社会教育士の普及啓発に努め養成を行いました。また、地域人材の登録、派遣等を通じて、地域づくりの核となる人材の活用と連携を行いました。青少年リーダーの定期的な活動の支援と地域間交流を促進するとともに地域の団体などと連携した取組を行いました。
- (4) 中学校区ネットワークの連携により、地域人材を学校へ派遣する学校支援活動や学びと体験を提供するゆふの寺子屋や家庭教育講座やサロンを実施しました。また、コロナ禍でも学びの歩みを止めることの無いように事業を行い、計画通りの事業を行うことができました。
- (5) 企業・高齢者学級・中学校・社会教育委員会・自治区などと連携して幅広い世代に対し、効果的に人権学習を実施しました。
- (6) 図書館の蔵書を幼稚園や学校へ出前団体貸出を行う「にじいろゆうびん」を実施しました。また、子ども司書の養成やボランティアによる定例の読み聞かせなど、読書が身近になるような取組を行うことができました。

【課題】

- (1) 各種講座における子どもや高齢者以外の中間世代の呼び込み
- (2) 感染症等の影響による宿泊等各種体験活動の在り方
- (3) 全地域での青少年リーダーの組織化と人材の確保
- (4) 地域協育に携わる地域人材（ボランティア）の確保と高齢化
- (5) 幅広い世代に向けた差別に対する認識の浸透
- (6) 親を含めた家庭全体の読書習慣と読書の質の向上

【今後の取組】

- (1) 受講者のニーズと社会的課題、多世代で参加できる講座の実施に努めます。
- (2) コロナ禍前の状況への回帰と「生きる力」を養う体験活動の提供に努めます。
- (3) 地域活性化のための人材や青少年リーダーなどの人材育成の促進に努めます。
- (4) 地域の団体や学校等と連携しながらネットワーク強化に取り組みます。
- (5) 各団体、企業、中学校等、多くの分野に対して学習機会を提供します。
- (6) 家庭や学校での読書活動の活性化と「にじいろゆうびん」の拡大に取り組みます。

【内部評価：B】

- (1) コロナ禍でも学習ニーズに応じた学びの機会を提供することができました。
- (2) コロナ禍でも体験活動を提供し、自己肯定感育成に繋がる体験ができました。
- (3) 全地域での青少年リーダーの組織化には至りませんでした。青少年リーダーの活動支援や地域間の交流を行うことができました。
- (4) 地域学校協働活動やゆふの寺子屋など、計画に基づいた事業を行うことができました。
- (5) 各種研修会や学習会を実施し、計画に基づいた事業を行うことができました。
- (6) 各種事業について、概ね計画に基づいた事業を行うことができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 事業実施が難しいコロナ禍にも関わらず、計画に基づいた事業が実施できていることが評価できる。
- 引き続き、青少年リーダーの組織化の取組に期待する。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	3	人と人、人と地域をつなぐ社会教育の推進
------	---	---------------------

項 目	Ⅲ	文化の薫るふるさとづくり
-----	---	--------------

【方針の概要】

(1) 文化財・伝統文化の保存と継承

文化財の保存や活用、郷土芸能など地域に根ざした伝統的な文化活動は市民共有の財産であるとともに、市の魅力を形成するものとして、次世代に引き継いでいく必要があることから、こうした文化財等を保存・活用・継承する取組を進めていきます。

- 文化財調査委員会と連携し、指定文化財の保存整備、新たな指定、公開など、文化財の保護と活用を推進するとともに、文化財パトロールを定期的実施し文化財の適正保全に努めます。
- 指定文化財の案内板、説明板等の点検・整備を行います。また埋蔵文化財包蔵地における開発行為に対し、適切な指導を行います。
- 文化財の保存・活用に関し、市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が促進されることを目的とし、「由布市文化財保存活用計画」策定に向け調査研究を行うとともにその拠点となる「由布市歴史民俗資料館」の移転・建設に向け検討をしていきます。
- 埋蔵文化財の持続的な保護のため、埋蔵文化財保護行政の将来を担う人材の育成を大学との連携により推進するとともに、企業や研究機関と連携・協力し、文化財の保護・保全及び新たな価値を引き出します。
- 市報に「木綿の山通信」を掲載し、文化財・伝統文化の紹介を行います。

(2) 学習機会の提供

- 子どもたちが地域の歴史・文化を楽しく学べる場をつくります。また、子どもたちが学習してきた力を試せる場として「由布の学びの検定」を実施します。
- 学校等で出前講座を行い、地域の歴史文化資源をいかした学習を推進します。
- 子どもたちにふるさとの歴史や文化に実際に触れる機会を提供するために「ふるさと探検部」を実施し、活動に取り組みます。

(3) 芸術・文化活動への支援

- 市内で活動する芸術・文化団体の活動を支援し、活動機会等の情報提供に努めます。
- ならねっ子まつりにおいて、由布市出身の児童文学者「後藤檜根」の功績を市の文化財産として大切に後世に引継ぎ、児童文化の振興を図ります。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- (1) 令和2年度の豪雨で被災した庄内町櫟木の「オダニの車橋」の修復工事に対して、文化財の保護のための支援を行いました。また、市内文化財のパトロールを行い、保存状態を確認しました。歴史民俗資料館の今後の方向性については、市有財産の空スペースに移設することに向けて資料の整理を行うことを決定しました。
- (2) 「由布の学び検定」は、検定前に由布市のホームページに練習問題を掲載し、歴史や文化を集中的に学べる機会を提供することができました。ふるさと探検部は3回実施し、小学生を対象にふるさとの歴史や文化に触れる機会を提供し、幅広い分野について学習ができました。
- (3) 文化団体へ活動の支援と学習機会等の情報提供を行いました。ならねっ子まつりは、俳句や読書感想文を市内の小中高生から募り、3年ぶりに開会行事を開催し、表彰を行いました。

【課題】

- (1) 歴史資料館の資料整理や令和7年度に向けた「文化財保存活用計画」の策定に向けて、専門的な知識を有する人材の確保
- (2) 地域史を知る人の減少傾向や年間通じた学習機会の提供の確保
- (3) コロナ禍で制限されていた「ならねっ子まつり」の通常開催に向けた総合支援と児童文化の振興

【今後の取組】

- (1) 歴史民俗資料館の資料の管理については、文化財調査委員や大学教授等と連携して適切な整理に取り組みます。また、「文化財活用保存計画」の策定に向けて、文化財パトロールなどを通じて、文化財の保存状態の確認に努めます。
- (2) 由布市の歴史や文化の継続的な学習機会の提供に向けて、由布市の公式アプリ「ゆふポ」を利用して楽しく学べる機会を提供します。ふるさと探検部は、文化財調査員等と連携し、地域史の知識を有する人材の確保に努めます。
- (3) ならねっ子まつりにおいて、コロナ禍以前の開催に向けて取り組み、児童文学者「後藤檜根」の功績を後世に引き継ぐため、多くの参加を呼び掛けて、児童文化の振興に努めます。

【内部評価：B】

- (1) 歴史民俗資料館の移設に向けて、現在の資料館の管理方法を変更し、2年間かけて資料の整理を行う等の今後の方向性を決定することができました。
- (2) 「由布の学び検定」は、検定前の集中的に学べる機会を提供することで、受験生の一貫した検定への取組を推進することができました。
- (3) 芸術・文化団体への活動の支援を行い新規の支援団体への登録を行いました。ならねっ子まつりにおいては、コロナ禍でありながら、市内の児童生徒から多数の作品の応募があり、優秀作品（俳句、読書感想文）を各公民館で掲示して、児童文学の振興を図ることができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- 長年の課題となっていた、歴史民俗資料館の移設について、今後の方向性を決定するなど、進捗しており評価ができる。
- 受験生の一貫した「由布の学び検定」の取組が推進できていることが評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
------	----------------------------

項 目	I スポーツ関連施設の整備・充実
-----	------------------

【方針の概要】

- スポーツ施設の適正な維持管理に努め、市民が安心・安全にスポーツ・レクリエーション活動ができる環境整備を行います。
- 令和元年5月から大分都市広域圏連携で運用が開始された、公共施設予約システムによって利便性が向上しました。本年度は、支払い方法のキャッシュレス化に向けたシステムの構築に向けて調査・研究を行います。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 令和4年度の主な改修工事等の実績は以下のとおりです。
 - ・挾間中洲賀グラウンド災害復旧工事
 - ・庄内運動公園硬式野球場外壁改修工事
 - ・湯布院スポーツセンター体育館外壁改修工事
 - ・庄内総合運動公園複合遊具設置工事
- 広域圏連携による『おおいた公共施設案内・予約システム』の導入により施設予約の利便性が向上しました。
システム利用による予約率は次のとおりです。
 - ・令和元年度 9.5%
 - ・令和2年度 21.7%
 - ・令和3年度 22.0%
 - ・令和4年度 21.0%

【課題】

- 管理する多くの社会体育施設が老朽化しているため、修繕や改修工事を実施して利用者の安心・安全を確保することはもとより、トイレの洋式化など生活形態の変化に応じた施設整備が必要です。

【今後の取組】

- 社会体育施設の維持管理については、由布市公共施設等総合管理計画に基づいて改修工事等を行うこととなっています。利用者のニーズに即した施設整備を行い、施設の長寿命化を図ります。また、令和5年度から市内12の体育施設の照明をLED化します。

【内部評価：B】

- 庄内総合運動公園の複合遊具設置工事により子どもの居場所としてスペースも新設でき、利用者の利便性の向上につながりました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：A】

- いまだ改修の必要な施設があるが、予定された4施設の改修工事が完了しており、評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
------	----------------------------

項 目	Ⅱ スポーツ団体の育成
-----	-------------

<p>【方針の概要】</p> <p>市内の3地域に「総合型地域スポーツクラブ」があり、市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加する機会を提供する役割を担っています。また、競技スポーツの技術力の向上を目的とする「スポーツ協会」や、専門的な技術や知識を有した経験者で組織された「スポーツ推進委員協議会」、スポーツ活動を通じて青少年の健全育成を目的とする「スポーツ少年団」があります。</p> <p>○各スポーツ団体の育成に向けて、それぞれの団体に適した研修会や競技大会を開催するとともに、活動に関する情報発信に努めます。</p>	
<p>【方針達成状況（実績及び成果）】</p> <p>○コロナ禍ではありましたが、感染防止のガイドラインに基づきスポーツ推進委員の研修会やスポーツ少年団の駅伝交流大会は開催できました。しかしながら、オミクロン株での感染者の増加等により、令和4年度の前半は、事業が中止になったものもあり、通常時に行っていたものが行えていない状況でした。</p>	
<p>【課題】</p> <p>○組織の運営や活動を充実する為には、指導者や会員を確保し体制強化を図ることが重要です。</p>	
<p>【今後の取組】</p> <p>○スポーツ少年団、3地域の総合型スポーツクラブ、スポーツ推進員等と連携し、各種のスポーツ・レクリエーション活動を支援するとともに指導者の育成を図ります。</p>	
<p>【内部評価：B】</p> <p>○新型コロナウイルス感染症対策のため、参加を予定していた全国レベルの指導者研修会に参加できませんでしたが、スポーツ少年団駅伝交流大会等は、感染防止対策ガイドラインを遵守して開催することができました。</p>	

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

<p>【外部評価：B】</p> <p>○コロナ禍において、感染防止対策を遵守したスポーツ少年団駅伝交流大会等を通じたスポーツ団体の育成は評価できる。</p> <p>○引き続きスポーツ少年団等の活動を支援し、指導者の育成に努力されたい。</p>	
---	--

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
------	----------------------------

項 目	Ⅲ スポーツ・レクリエーション活動の推進
-----	----------------------

【方針の概要】

- 「健康立市」のスローガンのもと、「健康寿命の延伸」、「生活の質の向上」、「介護予防」の達成に向けて、幼児期から高齢期までのライフステージに応じた運動を継続的に行うことで、生涯にわたり健康的な生活が送れるよう、世代に応じたスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- 子どもから高齢者までの世代を問わず一緒に取り組める「ニュースポーツ（軽スポーツ・やわらかいスポーツ）」は、楽しみや喜びを生み出し地域の活性化に繋がるため、ニュースポーツの普及を図ります。

【方針達成状況（実績及び成果）】

- 総合型スポーツクラブ3団体に計578名の市民が加入しています。それぞれの団体に計画していたスポーツ・レクリエーション活動の多くは、コロナ禍でありましたが開催できました。
- コロナ禍ではありましたが、感染症対策ガイドラインを遵守し小学生を対象としたBG塾や、総合型地域スポーツクラブが主催するドローンサッカー等のスポーツ体験もB&G海洋センター体育館を使用して実施することができました。

【課題】

- 「健康立市」を支えるため、市民の誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーション活動に取り組むとともに、新しい競技種目の研究や導入が必要です。

【今後の取組】

- 自治区を通じて情報の周知や小学校への通知、市のホームページ・市報等でスポーツイベントへの参加を呼びかけます。

【内部評価：B】

- 小学生を対象とするBG塾や駅伝交流大会等は感染症対策のガイドラインを遵守して予定通り開催することができました。

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

【外部評価：B】

- コロナ禍ではあるが、予定された各種大会が実施されていることが評価できる。

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
------	----------------------------

項 目	IV 合宿の誘致
-----	----------

<p>【方針の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○湯布院スポーツセンターは、昭和42年に当時の日本体育協会によって整備された施設で、令和4年には開設から53年を迎えます。近年、利用団体は減少傾向にはありますが、これまでスポーツ大会や強化合宿等で利用していた団体に対して、継続的な合宿の誘致を行います。 ○湯布院スポーツセンターの利用率向上に向け、由布市内のスポーツ団体はもとより、小・中・高等学校に対して校外授業等による施設の利用を呼びかけます。 ○国際大会に日本代表として出場する団体の合宿や、キャンプ地としての誘致を引き続き行います。 	
--	--

<p>【方針達成状況（実績及び成果）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度に比べ令和4年度のスポーツセンターの宿泊利用者数は前年度を上回りコロナ禍前の実績に戻りつつあります。 	
--	--

<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツセンターの宿泊施設（築54年）は、有効なアピールポイントが少ないうえに利用者の生活様式の変化もあり、宿泊棟のトイレの洋式化やエアコン設備が不十分なため、新規の合宿や誘致が厳しい状況です。 	
--	--

<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ラグビー、サッカー競技の強化合宿の継続とともに、新規に開催されるようになったアーチェリー競技の継続した使用を誘致するとともにアメリカンフットボールの団体を誘致の視野に入れます。また、年度当初に教育合宿で利用した学校に対し、引き続き使用を依頼します。 	
--	--

<p>【内部評価：B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ競技団体の合宿も実施され、県内外の高校の教育合宿も誘致できました。 	
--	--

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

<p>【外部評価：B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宿泊利用者数は前年度を上回り、評価できる。今後は、施設設備の改修や改善に努め、利用者の増加を図りたい。 	
--	--

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
------	----------------------------

項 目	V スポーツ大会・スポーツ交流活動の推進
-----	----------------------

<p>【方針の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○日頃の練習成果を発表する場としてスポーツ大会を開催し、参加者相互の親睦を図ります。 ○各地域で開催されるスポーツ大会が継続して実施できるよう支援を行います。 ○ニュースポーツ（アーバンスポーツ）を導入しながら、多くの市民が参加できるようスポーツ交流活動の推進に努めます。 ○「ゆふいんSPA健康マラソン」は、会場を2019年から湯布院スポーツセンターに変更して開催しています。今後も環境整備等を行い、充実した大会となるよう支援を行います。 	
<p>【方針達成状況（実績及び成果）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症対策を十分に行ったうえで「第31回ゆふいんSPA健康マラソン大会」を3月19日に実施しました。 	
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツセンターのジョギングコースは自然の中を走る林間コースであるが、参加者からは、「気持ちがいい」、「起伏が激しい」等の様々な意見がありました。災害等で改修工事が必要な箇所がありますが、日々の管理を含めて整備を行い今後の大会の発展に繋がります。 ○高齢者が参加するグラウンドゴルフ大会の参加人数は増加していますが、小学生を対象とするスポーツ・レクリエーション大会への参加人数が減少傾向にあるため、今後の大会運営について検討が必要です。 	
<p>【今後の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○これまで同様、『ゆふいんSPA健康マラソン大会』を市民の健康づくりと親睦につながるスポーツ大会と位置付け今後も支援します。 ○少子化等により参加人数が減少している小学生や世代間を通じてのスポーツ・レクリエーション活動を活発にし、参加者増につなげるため、新しい種目の導入等を検討します。 	
<p>【内部評価：B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ゆふいんSPA健康マラソン大会」は、令和3年度に引き続き大会を開催することができました。大会事務局として大会が充実したものとなるよう、関係団体や参加者等からの意見をもとに、大会実行委員会と協議を行いました。その結果、6kmコース57名、9kmコース48名、リレーマラソン45チーム313名の参加により実施できました。 	

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

<p>【外部評価：B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「ゆふいんSPA健康マラソン大会」が開催されたことについては評価できる。 ○多くの市民が参加できるよう、スポーツ交流活動の推進を図りたい。 	
---	--

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

基本施策	4 「スポーツ振興」明るく元気な由布の創造をめざして
------	----------------------------

項 目	VI 競技スポーツの振興
-----	--------------

<p>【方針の概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市民スポーツ大会や県民スポーツ大会等の競技スポーツの大会で好成績が収められるよう、協会の活動を支援します。 ○学校やスポーツ関連団体との連携を密にして、選手の発掘等を行うとともに、組織の拡充を図りながら競技力の向上を目指します。 ○競技スポーツの国際大会や全国大会等に出場する由布市出身の選手を支援します。 ○世界で活躍するトップアスリートや指導者を招いて交流会や研修会等を開催し、参加した選手や指導者が高いレベルを身近に体験することで、個々の技術力向上と競技スポーツの普及につなげていきます。 	<p>【方針達成状況（実績及び成果）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○コロナ禍でありましたが、感染症対策を行い、市民スポーツ大会をはじめ、県民スポーツ大会は開催できました。 ○各種大会出場補助金交付要綱に基づき、全国競技大会等へ出場した選手に補助金等を交付しました。令和4年度は昨年度比5名増の9名に交付しました。 ○大分県内初のプロ野球チーム「大分ーBリングス」の選手による由布市ふれあい野球教室を行い、市内小学生の4チーム66人が参加し、プロスポーツに触れる機会を作りました。
<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内一周駅伝廃止への対応（令和4年度は県陸上競技協会による代替大会実施） ○選手の年齢が上がっている競技部においては、新たな選手の発掘、勧誘等を行い部員数を増やす必要があります。 	
<p>【今後の取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スポーツ協会に属する各競技部のスポーツ大会での活躍に向け、練習環境の提供等引き続き支援を行います。 	
<p>【内部評価：B】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県民スポーツ大会等が開催され、各競技部に対しては競技力の向上のため、例年にならない体育施設の無料貸出の実施、各部による各種大会の実施など競技力向上に努めました。なお、卓球女子・柔道男女（総合）・ゲートボール男子・ゴルフが優勝しました。 ○全国競技大会等に出場した選手に対しては、補助金や激励金を交付したことで活動を支援することができました。また、プロ野球チームによる野球教室を行い、プロ野球選手から直接技術指導を受ける機会を作りました。 	

内部評価基準：A（目標を上回る）、B（目標どおり）、C（やや目標を下回る）、D（大幅に目標を下回る）

<p>【外部評価：A】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○卓球女子・柔道男女・ゲートボール男子・ゴルフの優勝や野球教室を開催し、プロ選手から技術指導を受けられたことは評価できる。 	
---	--

外部評価基準：A（非常に効果的）、B（効果的）、C（効果が薄い）、D（必要性が低い）

教育委員会の活動

(1) 教育委員会の制度の概要

- ・教育委員会は、地域の学校教育、社会教育、文化、スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置され、首長から独立した行政委員会として位置付けられています。
- ・教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体的な事務を執行します。

(2) 教育委員会の構成

- ・教育委員会は、教育長及び4人の委員で組織され、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命します。
- ・教育長の任期は3年、委員の任期は4年です。
- ・教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表します。
- ・教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめ指名する委員（教育長職務代理者）がその職務を行います。

(3) 教育委員会の会議

- ・教育委員会制度の特性として、「合議制」があります。
- ・多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行います。
- ・月1回の定例会のほか、必要に応じて臨時会を開催し、合議により審議し、可決・承認を行います。

令和4年度 会議開催状況

開催日	主な議案 42本（報告等を除く）
令和4年4月26日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会委員の任命について ・学校運営協議会設置校の再指定について ・由布市公民館条例施行規則及び由布市交流体験施設条例施行規則の一部改正について ・令和4年度教育委員会補正予算案（6月議会）について ・令和4年度教育委員会学校・施設訪問について
令和4年5月23日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学の許可について
令和4年6月24日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・由布市社会教育関連団体の認定に関する要綱の一部改正について ・由布市教育委員会事務局組織規則等の一部改正について ・令和4年度由布市教育委員会事務の点検・評価報告について
令和4年7月26日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・区域外就学の許可について ・就学援助の認定について ・由布市スポーツ推進審議会条例の一部改正について ・令和4年度教育委員会補正予算案（9月議会）について
令和4年8月25日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> ・由布市立小学校特認校実施要綱及び由布市立幼稚園特認園実施要綱の一部改正について

開催日	主な議案
令和4年9月27日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 区域外就学の許可について
令和4年10月25日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 区域外就学の許可について（9月定例会継続審議） 由布市教育委員会教育長職務代理者に関する規則の制定について 令和4年度教育委員会補正予算案（12月議会）について
令和4年11月21日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 由布市教育委員会職員の職の設置に関する規則の一部改正について 由布市スクールバスの運行及び利用に関する規則の一部改正について 区域外就学の許可について
令和4年12月20日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 就学援助認定の可否について 特認校制度による入学許可について 区域外就学の許可について 令和5年度由布市教育方針（案）について 令和5年度教育委員会当初予算案概要説明について
令和5年1月26日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 区域外就学の許可について 特認校制度による入学許可について 令和5年度由布市教育方針（修正案）について 令和4年度教育委員会補正予算案（3月議会）について
令和5年2月28日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 区域外就学の許可について 就学援助認定の可否について 由布市立学校教職員人事異動について 卒業（園）式及び入学（園）式について
令和5年3月23日 定例会	<ul style="list-style-type: none"> 由布市立学校管理規則の一部改正について 由布市教育委員会個人情報保護法施行規程の制定について 由布市特別支援教育就学奨励規則の制定について 学校運営協議会設置校の再指定について 学校運営協議会委員の任命について 特認園制度による入園許可について 区域外就学の許可について 入学（園）式について

(4) 教育委員の自己研鑽

- 他委員との意見交換会や、各種大会等に参加することで、自己研鑽に努めました。

令和4年度 研修等参加状況

日程	内容
令和4年5月24日	大分県市町村教育委員会連合会総会・研修会 (国東市)

(5) 教育委員のその他の活動

令和4年度 学校行事参加状況

日 程	内 容
令和4年4月11日	由布市立中学校入学式（コロナ禍により告辞掲示の対応）
令和4年4月12日	由布市立小学校入学式（コロナ禍により告辞掲示の対応）
令和4年4月13日	由布市立幼稚園入園式（コロナ禍により告辞掲示の対応）
令和4年10月28日	教育研究協議会指定公開研究発表会（庄内中学校）
令和5年3月3日	由布市立中学校卒業式
令和5年3月17日	由布市立幼稚園卒園式
令和5年3月22日	由布市立小学校卒業式

令和4年度 その他行事参加状況

日 程	内 容
令和4年4月4日	挾間B&G海洋センターリニューアル式典
令和4年6月9日	由布市奨学会理事会
令和4年7月21日	総合教育会議
令和4年11月3日	文化の日功労者表彰式
令和4年12月3日	第8回人権を大切にする市民の集い
令和5年1月5日	新春互礼会
令和5年1月8日	由布市成人式
令和5年2月5日	総合教育会議

令和4年度 学校施設訪問実施状況

日 程	内 容
令和4年6月1日	湯布院中学校、由布院幼稚園、由布院小学校
令和4年6月2日	塚原小学校、川西小学校、川西地区公民館
令和4年6月3日	西庄内小学校、西庄内幼稚園、庄内中学校、学校支援センター、東庄内小学校
令和4年6月6日	挾間小学校、挾間中学校、歴史民俗資料館
令和4年6月7日	阿南小学校、阿南幼稚園、谷小学校、挾間幼稚園
令和4年6月9日	石城小学校、石城幼稚園、由布川幼稚園、由布川小学校
令和4年6月15日	由布市適応指導教室「コスモス」、挾間B&G海洋センター、挾間体育センター、上原グラウンド
令和4年6月16日	庄内ゆうゆう館、湯平地区公民館、湯布院公民館、湯布院図書館